

【重要】資料の取扱いについて

○ 許可されていること

- ・ 資料の印刷【民生委員・児童委員、主任児童委員自身が使用する場合のみ】

例：研修動画視聴の際にメモを取りたいため、
資料を印刷する など

× 禁止されていること

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員以外への配布
- ・ 資料の加工、編集
- ・ 無断転載、引用

多様な発達の子どもたちの の育ちを支えるために

2023.7.11 北部地域療育センター
社会福祉士・精神保健福祉士
齊藤 共代

1

子育てを取り巻く環境

- ・情報化社会
- ・コミュニケーションツールの多様化
- ・早期教育の加速化
- ・成果主義

2

「発達障害」というワードの広がり

- ・ことばの一人あるき
- ・子育ての不安の増大
- ・早期療育への加速的な流れ
- ・親子関係の歪み

3

療育センターが考える新たな問題

- ・発達障害の認知、関心の高まり等、社会的な現象の影響を受けた申込みの増加、状態像の多様化、申込み年齢の低年齢化
- ・家族のライフスタイルに合わせた幅広いサービスの展開の必要性（共働き家庭の増加等）
- ・地域の関係機関を利用している子どもたちへの今より手厚い支援の必要性
- ・「診断」よりもまず「支援」を

4

「障害」とは何でしょう？

5

「障害」とは・・・

心身の一部が器質的、機能的に不具合があり
生活や社会参加に支障をきたしており、それが持続している状態

(2001年～国際生活機能分類 WHO提唱)



器質や機能に不具合があっても生活に支障がなければ
「障害」とはいわない

障害から生じる「生きにくさ」は社会的障壁から生まれる。
障壁になっているもの

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
 - ②制度（利用しにくい制度など）
 - ③慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
 - ④観念（障害のある方への偏見など）
- （平成5年 障害者基本法）



環境に適応していれば障害による「生きにくさ」は
生まれません。障害は環境によって生じる

6

さて・・・障害とは何でしょうか

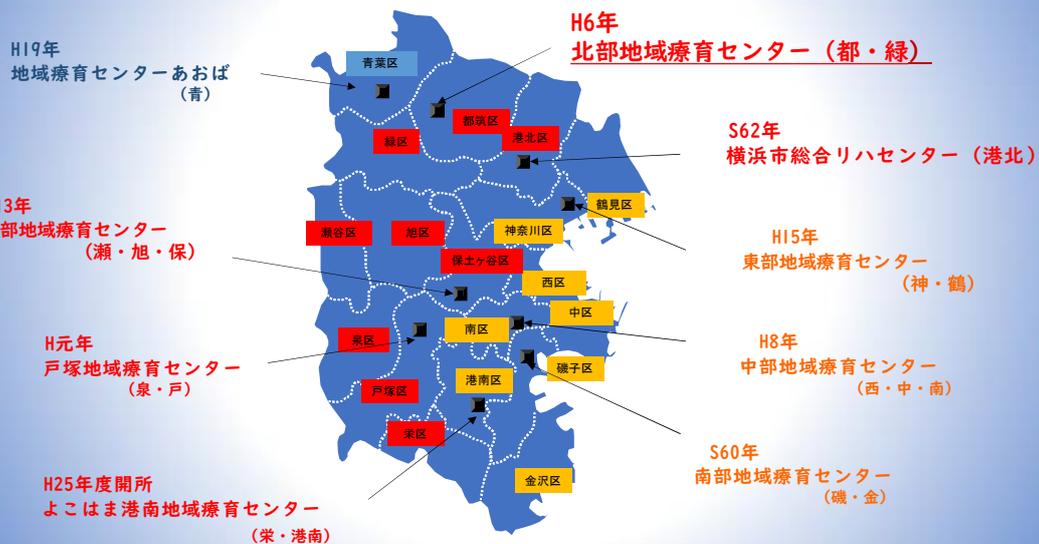
「特性がある」 ~~≠~~ 「障害がある」

「環境」によって生み出される

7

7

横浜市地域療育センター



8

北部地域療育センターは

療育センターは、障害のあるお子さん、発達に心配のあるお子さんについて、**発達の相談、医師の診察、療育** などを行う施設です



設置：横浜市

運営：社会福祉法人
横浜市リハビリテーション事業団

開設：平成6年1月20日

対象：緑区、都筑区にお住まいの0歳から小学校6年生まで

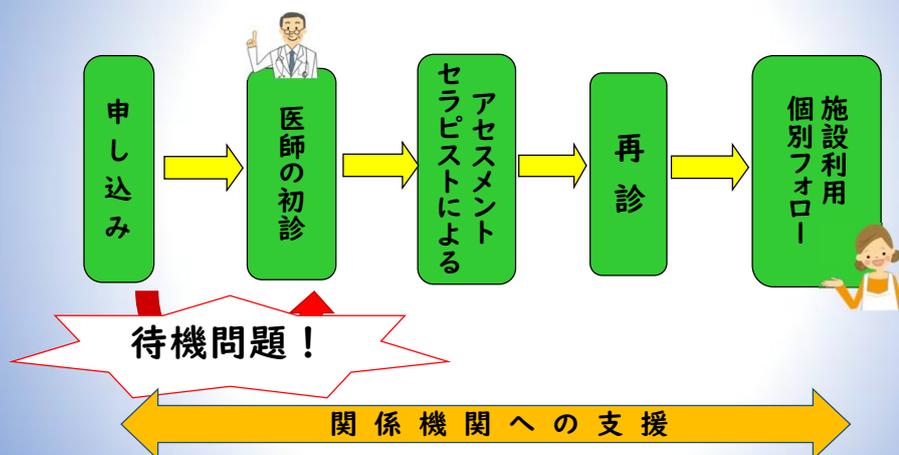
本体：都筑区葛が谷
相談部門・診療部門・通園部門
(児童発達支援、医療型児童発達支援)

児童発達支援事業所 (通称：ぴーす中川)：都筑区中川



9

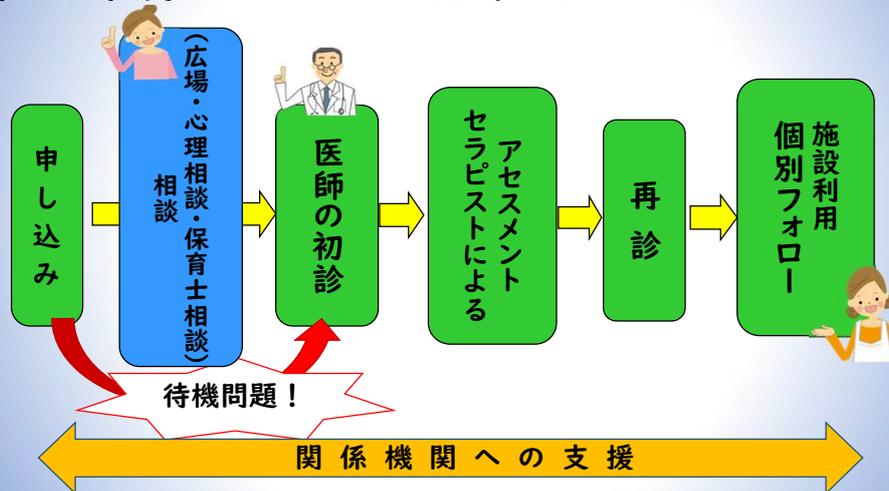
北部療育センターの基本的なサービスの流れ



10

10

事業団療育センターの基本的なサービスの流れ



11

11

「障害について」

お手元の冊子をご覧ください

12

乳幼児期の「気になる子ども」への関わり

- ・心地よい体験が心を育てる：見て・聞いて・触って・感じる体験を
- ・規則正しい生活リズム：生きていく基本
- ・生活の流れ・習慣を意識する：午前中の活動性を挙げて午後はゆっくり過ごす
3食食べよう
- ・シンプルな生活：「刺激」が多ければ発達するというわけではない
- ・コミュニケーションのマインドを育てる
ひとに何かを伝えたいという気持ちを大切に。少し変わった方法でもOK
- ・見てわかりやすい状況をつくる：みせる、刺激を避ける、手順を簡潔に
- ・興味のある遊びを、好きな遊びを十分に：ちょっと変わっていても気にしない

13

13

特に発達障害のお子さん支援していると思う事

- ・サービスはたくさん出来たけれど
「子育て」「子育て」はどうなっていく？
- ・「障害のある子」「ない子」の差別化がすすむ
- ・地域から、障害のある子どもがいなくなる？



14

乳幼児期の保護者への関わり

- **孤立感を防ぐ：** 多様なコミュニケーションツールはあっても・・・
「なんとなく寄り添う」こと。「話し相手」になること。声を掛け合うこと。
- **専門機関というよりも：** 身近な相談相手がいる事の大切さ
子どもと向き合えないという相談が増えています。
発達障害が気になって子育てが楽しめない。
子どもを可愛がってくれる人存在。
相談につながってもつながらなくてもいつも「そこ」にいる
- **支援者が問題を抱え込まない：** 一人で判断しない、支援者同士のネットワーク
支援する人も相談上手に。相談につなげることに焦らない

15

15

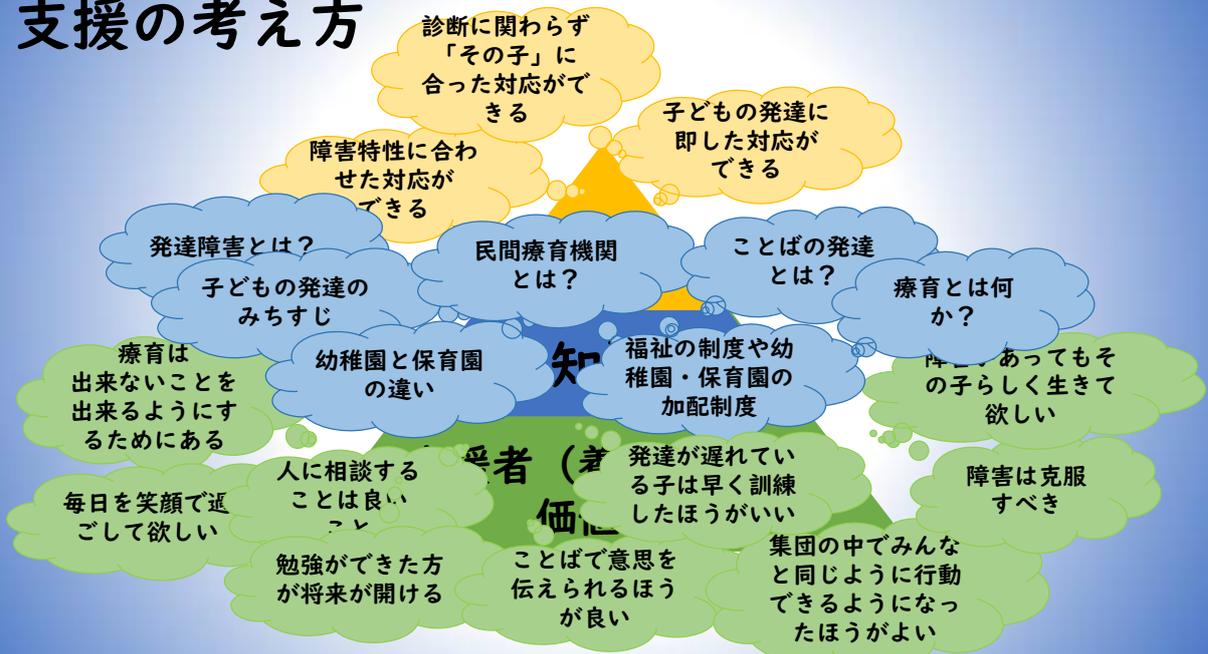
支援者を支える価値

「違い」を明らかにするのは「差別」ではない

「正しい知識」は有効な支援を可能にする

16

支援の考え方



17

「診断」の意味

「診断」は子どもの人権を守るためにあるもの

18

発達の凸凹は多様性のひとつ

診断がつく、つかないよりも、
その子自身の発達のスタイルを理解する

19

ユニバーサルな子育て・保育・教育のすすめ

- ・障害を持った子どもへの子育て・保育・教育は
「わかりやすい保育」
→ そうかもしれない子、そうでない子にもよい
- ・障害を持った子どもに対応できるということ
→ そうかもしれない子、そうでない子にも対応できる
- ・子どもの多様性を大人が言葉や行動や保育の姿勢で示すこと
→ ひとりひとりの違いの認めること
- ・あらゆる環境の中で「ひと」がどんな子どもにとっても最も重要で影響力の大きい環境

20

療育センターのこれから・・・

- ・ 地域の子育て支援機関・子育て支援者との連携強化

「ちょっと子育てレスキュー隊」の取り組み

北部地域療育センター内での「きょうだい児保育」の実践

- ・ 療育センターに利用者をつなげるだけでなく、、、

「地域で生きていく支援」を目指すこと

「地域の中で理解者」を広げていくこと

21

ご清聴ありがとうございました。



22